

令和4年12月14日

歴史的建造物の保存等検討会座長 様

多磨全生園入所者自治会
会長 山岡

少年少女舎について

標記については、「少年少女舎について」（令和4年4月28日 歴史的建造物の保存等検討会・多磨全生園 WG）に記載のとおりですが、特に下記について強く要望しますので、よろしくお取り計らいお願いいたします。

記

- 1 少年少女舎を残置したままでは、建築基準法上の認定を受けられず、令和5年度以降に着工予定となっている一般寮及び総合診療棟の建築許可を得られなくなってしまうことから、入所者に重大な影響が生じること、また建物全体が倒壊寸前とされていることから、早急に解体の結論を出していただきたい。

よって、12月23日に開催される貴検討会において、先送りすることなく、必ず結論を出していただきたい。

- 2 「多磨全生園少年少女舎についての中間報告」（令和4年3月14日 歴史的建造物の保存等検討会史跡WG）には、「基礎だけは残すべきではないか」とされているが、当自治会としては、基礎を残さずに解体する結論としていただきたい。

当自治会としては、少年少女舎のミニチュア模型を作成・保存することを望んでいるが、基礎を残すことは望んでいない。

以上